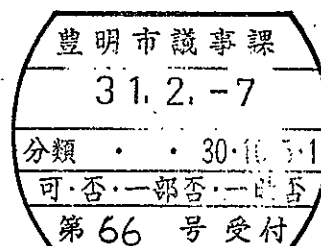


第51回 議会改革推進協議会 会議録

作成者 宮本英彦
作成者 富永秀一

開催日時 平成31年1月18日(金) 10時～11時35分
欠席者 三浦桂司
遅刻者 宮本英彦 郷右近修 毛受明宏



蟹井広報広聴特別委員会委員長 広報広聴用写真撮影の許可願ひ 全会一致で承認。

協議事項

1 豊明市議会議員政治倫理条例案について

■解説文は後回しにすることを確認

■7条 審査の請求

(1) 市民が審査を請求する場合

修正案

後藤議員 有権者総数の30分の1以上を100分の1以上に。

条例改廃の直接請求は50分の1でもできるのでそれより緩くする必要がある。

早川議員 30分の1以上は基準がないのではないかと。もっとハードルを下げるべき。

主な意見

- ・過去には数千人の署名が集まった事例もある。30分の1でも難しくない。
- ・直接請求と同じ基準の集め方で、証拠も添えてというのはハードルが高い。30分の1だと1840～50人。
- ・住民監査請求は1人でもできる。
- ・基準の高い低いは主観の問題。

採決 原文のままか修正するか

原文のまま 9名 賛成多数

(2) 議員が審査を請求する場合

修正案

後藤議員 議員定数の2分の1以上を議員3名以上に。

半数以上をまとめられる勢力だけが請求できることになり不平等。少数意見が尊重される方がよい。議会改革の先進市、可児市が3名以上。

早川議員 半分はハードルが高い。4分の1以上が適当ではないか。

主な意見

- ・2分の1以上だとすでに過半数。
- ・議事は過半数で決するが、措置の議決は3分の2以上、議員辞職勧告は4分の3以上。
- ・8分の1以上で議案の提案ができる。3人以上となる。
- ・議員の半数以上が疑義をもたないものについて審査するのは乱発が心配される。
- ・少数でも請求できる方が市民が納得しやすい。
- ・半数以上の勢力にいれば、疑義が持たれることがあっても守られる可能性もある。
- ・議会内の問題は地方自治法135条で懲罰を科することができる。8分の1以上。
- ・議会内は8分の1以上、議会外が2分の1以上というのはバランスがどうか。

議事進行に対する意見

- ・市民の権利にも関わる問題を、議会内の多数決でどんどん決めていくのはどうか。熟議すべきではないか。
- ・早く決めて、早く世に出すべき。
- ・できるだけ全員が合意できるものにしていくべき。基本条例ができてから決めてもいい。
- ・新人も、自分が入る直前に決まったこの条例に縛られることになる。慎重に考えるべき。
- ・基本条例とセットで倫理条例も出すべき。
- ・熟議と言ってもどこまでやればいいのか。
- ・基本条例は熟議がされた。それと比べると倫理条例は熟議が足りない。

■議会改革推進協議会解散の動議

近藤ひろひで議員

全員の総意が必要、熟議がいるといっても物理的に無理。その論理では、議会改革推進協議会も進められないことになると思うので解散。

採決

3名 賛成少数

■議事進行打ち切りの動議

毛受議員 議事を進められる状況にない。本日の議事をここで終了すべき。

採決

10名 賛成多数

今後の日程は 座長、副座長が各会派と調整することとし解散。